

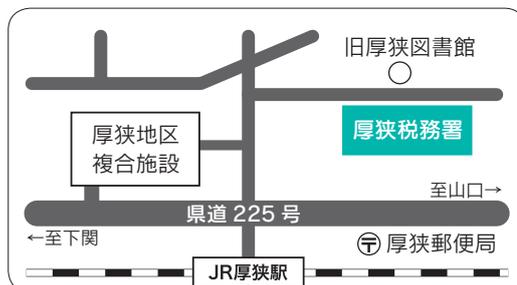


確定申告に関するお知らせ

◎厚狭税務署で申告相談を行います

平成 27 年分の所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税ならびに贈与税の申告相談を行います。

- ◎設置期間 2月16日(火)～3月15日(火)
(土・日曜日は除く)
- ◎受付時間 9:00～16:00
(相談時間は17:00まで)



※還付申告は1月から受け付けています。また、消費税の申告は3月31日(木)までです。

◎「パソコンで作成して郵送」が便利です

申告会場は大変混み合います。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して申告書を作成し、郵送するのが便利です。自動計算機能があり、初めての人でも簡単です。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。<http://www.nta.go.jp>

◎年金受給者の申告義務

公的年金の収入金額の合計が400万円以下で公的年金等以外の所得金額が20万円以下の人は、確定申告(所得税)をする義務はありません。ただし、所得税が還付になる場合は申告をした方が有利です。また、所得税が天引きされていない人でも、市・県民税(住民税)の申告で控除を追加することにより、次年度の市・県民税が低くなる場合があります。なお、市・県民税の申告相談は市役所で行っています。

確定申告時における控除についてお知らせします

■障害者控除

平成27年12月31日現在、65歳以上で介護保険の要介護認定が要介護3以上または一定の条件を満たす人は、確定申告時に障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。高齢福祉課に介護保険被保険者証を持参し、障害者控除対象者認定申請書を提出してください。

☎ 高齢福祉課介護保険係 (☎ 82-1172)

■社会保険料控除

国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料は、1年間に納付した額について、確定申告時に社会保険料控除を受けることができます。納付金額は、保険料の納付方法によりそれぞれ次のとおりお知らせします。

- 納付書または口座振替で納めている人
納付済確認書(1月下旬発送予定)でお知らせします。

■年金からの天引きで納めている人

公的年金等の源泉徴収票でお知らせします。なお、過納等により還付を受けた保険料については、その額を控除した額が社会保険料控除の対象となります。

■両方の方法で納付している人

納付済確認書と公的年金等の源泉徴収票でお知らせします。記載された保険料の合計が社会保険料控除の対象です。

※非課税年金の障害年金と遺族年金から保険料が差し引かれている場合は源泉徴収票が発行されません。確定申告をする人には納付済確認書を発行します。国民健康保険料と後期高齢者医療保険料は国保年金課まで、介護保険料は高齢福祉課まで連絡してください。

☎ 国保年金課 (☎ 82-1177 ☎ 82-1209)
☎ 高齢福祉課介護保険係 (☎ 82-1172)

◎問い合わせ先 厚狭税務署(☎72-0180)